

交 総 第 650 号

令 和 元 年 7 月 24 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会

会長 鳥 居 伸 雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

風 上 正 樹 (公印省略)

積載物落下等による交通事故防止について (依頼)

平素から交通事故防止活動に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月23日現在、県内の交通事故死者数は65人と昨年と比較して33人減少している現状にあります。

しかしながら、昨日県東部において、運行中の事業用貨物自動車（県外事業所）のトレーラーに積載していた鋼材が落下し、対向から進行してきた車両に衝突、対向車を運転していた方が亡くなる交通死亡事故が発生しております。

積荷落下の防止については、道路交通法で運転者の責任となっております。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、貴協会の加入事業者様に対し、

- 出発前の積付け・固縛方法の確実な点検の実施
- 走行途中でのロープの緩み等の再確認の徹底
- 急発進、急旋回走行等を避けた安全走行の励行

等を行うなど、悲惨な交通事故を1件でも無くすよう交通事故防止へのご協力をお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課

担当：伊藤

電話：048(832)0110 (内線5052)